

\* \* \* \* \*  
\*

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第54号）

\* \* \* \* \*  
\*

## インデックス

### 【1】平成19年度予算概算決定の重点事項（概要）！

～担い手の育成・確保について、従来の発想にない斬新な支援策を用意～

### 【2】品目横断的経営安定対策関係資料の更新情報！

- (1) 「品目横断的経営安定対策のポイント（雪だるまパンフ）」
- (2) 「早わかり！品目横断的経営安定対策」
- (3) 「品目横断的経営安定対策とは？（かまくらリーフレット）」
- (4) 「品目横断的経営安定対策に関するQ & A」
- (5) 「品目横断的経営安定対策実施要領」

### 【3】地域の話題等

集落営農塾の開催について！

（北海道庁発）

東北地域担い手育成・確保推進シンポジウム開催！

～認定農業者育成・確保、集落営農の組織化に向け各地の知恵を結集～

（東北農政局発）

### 【1】平成19年度予算概算決定の重点事項（概要）！

～担い手の育成・確保について、従来の発想にない斬新な支援策を用意～

平成19年産から品目横断的経営安定対策を導入するとともに、その対象となる担い手の育成・確保について、従来の発想にない斬新な支援策を用意しました。また、若者・女性・団塊世代の農業への再チャレンジを強力に支援するとともに、企業の農業参入促進対策についても一層強化しました。

#### 1 品目横断的経営安定対策の導入

生産条件不利補正対策 1,395(0)億円  
(品目横断的経営安定対策(19年産総額) 1,700(0)億円)

全ての農業者を一律に対象としたこれまでの施策を見直し、意欲と能力のある担い手を対象として、品目別の価格政策から、品目横断的に経営全体に着目した対策

に転換。

対象者は、

- ・ 個人や法人の個別経営は、認定農業者になって、原則として4ha（北海道は10ha）以上の経営規模を確保する
- ・ 集落として経営する集落営農組織を立ち上げ、原則として20ha以上の経営規模を確保する

のいずれかの途をとる必要。

## 1．生産条件不利補正対策

### (1) 過去の生産実績に基づく交付金

最近3年間（16年～18年）の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じて、19年産以降毎年、それぞれの品目ごとに設定された単価に基づいて支払い。

### (2) 毎年の生産量・品質に基づく交付金

その年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じて、それぞれの品目ごとに設定された単価に基づいて支払い。

## 2．収入減少影響緩和対策

その年の米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの販売収入の合計額が、過去5年の中庸3年の平均収入額より下がった場合に、差額の9割の範囲内で補てん。補てんの原資とするため、10%の減収に対応できる額を生産者1：国3の割合で拠出。

（注）収入減少影響緩和対策は、19年産に係る交付金の支払いが20年度に行われることから、所要額は20年度予算において措置。

## 2 新たな発想に立った担い手支援策の創設

担い手育成・確保支援対策 176（0）億円

農政の抜本的改革に当たり、19年度から21年度までの3年間を「集中改革期間」として、担い手の育成・確保へ向けた新たな取組みを実施。この中で、従来の発想を超えた斬新な手法で、担い手のニーズに即した支援を集中的・重点的に実施。

### 1．認定農業者・集落営農へのトータルサポート体制の整備

全国約1,000ヶ所の担い手育成総合支援協議会に、担い手支援のためのワンストップ窓口を設置。この窓口で、経営相談・技術指導・法人化支援・農地の利用調整・担い手の組織化支援・再スタート支援など、あらゆる担い手向けのサポート活動

を一元的に実施。

【担い手アクションサポート事業 3,500(0)百万円】

## 2. 重点地域における経営構造改革のための新しい総合対策の実施

地域の合意形成を基本として、担い手の育成のために新たな手法による総合的な支援対策を実施。事業実施地区における担い手は、農業用機械施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分への補助や追加的な信用供与等を得ることが可能。

【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 3,515(0)百万円】

## 3. 担い手の分散ほ場を解消するための施策の創設

規模拡大に伴ってほ場が分散しがちな現場の実態に対応して、担い手に農地をまとめた形で団地化して集積するための支援措置等を新設。

【担い手農地集積高度化促進事業 2,500(0)百万円】

## 4. 担い手に対する金融上のメリット措置の拡充

認定農業者が借り受けるスーパーL資金などを無利子で融通し、担い手の育成・確保を金融面から強力に支援。また、担い手が緊急に必要とする小口の資金について、迅速に無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みを構築。

【スーパーL資金等の無利子化措置（農山漁村振興基金からの利子助成）  
900(0)百万円】

【無担保・無保証人によるクイック融資 100(0)百万円】

## 5. 担い手の経営革新を促進するための支援

経営規模の拡大や生産調整の強化に対応しつつ、良品質な農産物の効率的な生産に取り組む意欲的な担い手に対し、新たに麦・大豆を生産する場合などの支援策を実施。

【担い手経営革新促進事業 7,100(0)百万円】

## 3 団塊世代・若者・女性の再チャレンジ支援

農林漁業再チャレンジ支援対策（経営局分） 15.7(1.3)億円ほか  
（農林漁業再チャレンジ支援対策（全体） 112(76)億円ほか）

人生二毛作やスローライフ&ジョブの仕組みを構築し、団塊世代や若者・女性が、新しい暮らし方を求めて、農山漁村の場で再チャレンジすることを支援。

### 1. 「人生二毛作」、「スローライフ&ジョブ」の啓発・普及

「人生二毛作」や「スローライフ&ジョブ」を紹介するキャンペーンの実施、ホ

ホームページの開設により、団塊世代、若者等が農山漁村の場で活躍するための情報を提供。 【スローじんせい二毛作再チャレンジ支援事業 80(0)百万円】

## 2. 経験ゼロから始めても農業に就けるトータルサポートの提供

団塊世代、若者等が経験がなくても農業に就けるよう、情報提供・相談段階、体験・研修段階、参入準備段階、定着段階の各段階に対応したきめ細かな支援を実施。この一環として、県農大等における研修教育の充実を支援。

【農業再チャレンジ支援事業 641(0)百万円】

【強い農業づくり交付金(再チャレンジ優先枠) 500(0)百万円】ほか

## 3. 農林漁業者へのアドバイザーとしての団塊世代の知見の活用

団塊世代等が持つ他産業で培った経験・能力を活用して農林漁業の経営体において研修を実施することにより、団塊世代等の持つ能力を農林漁業の経営発展に発揮できる環境を整備。

【人生二毛作の実現に向けた他産業従事者による農林漁業経営体発展支援研修事業 207(0)百万円】

## 4 企業の新規参入の一層の強化

企業参入支援総合対策 17.3(0.2)億円ほか

農地リース特区の全国展開(平成17年9月から)により醸成された機運を活かし、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を一層促進するための本格的な事業を開始。

### 1. 農業参入促進のための総合的な広報・相談活動

農業参入促進のための研修会、広報活動、個別相談を実施し、企業等の農業参入円滑化及び地域農業の担い手としての経営発展等を支援。

【企業等農業参入支援全国推進事業 20(0)百万円】

### 2. 農地情報の提供

インターネットにより農地の貸借等の希望に関する情報を公開し、地域内外から農地の出し手・受け手を募集できる仕組みを構築。その中で、企業等が参入に必要な農地に関する情報を広く提供。

【担い手農地集積高度化促進事業のうち農地マーケット事業 300(0)百万円】

### 3. 農地利用の調整

企業等の積極的な農業参入を促進するための掘り起こし活動や企業等が参入する農地の利用調整活動を実施。

【特定法人等農地利用調整緊急支援事業 15(20)百万円】

【特定法人等農地利用調整緊急支援(強い農業づくり交付金)】

34,067(40,506)百万円の内数】

#### 4．農地リースの支援

企業等が利用する農地の測量調査等に必要となる経費、小作料一括前払いに必要な経費、簡易な基盤整備に必要な経費を支援し、企業等への農地リースを促進。  
【企業等農業参入支援推進事業 430(0)百万円】

#### 5．生産技術の支援

企業等へ営農計画や農業生産技術等の濃密な指導等を行い、安定的な経営発展を支援。

【新技術活用優良農地利用高度化支援(強い農業づくり交付金)  
34,067(40,506)百万円の内数】

#### 6．施設整備等の支援

企業等が農業参入する際に必要となる農業用機械・施設や土地基盤の整備等に対し、リース・融資・補助による支援を行い、農業参入の初期投資を軽減。

【経営構造対策(強い農業づくり交付金)  
34,067(40,506)百万円の内数】  
【企業等農業参入支援加速リース促進事業 964(0)百万円】

なお、次号より主な対策の詳細をご紹介させていただく予定です。ご期待ください！

### 【2】品目横断的経営安定対策関係資料の更新情報！

- (1) 「品目横断的経営安定対策のポイント(雪だるまパンフ)」
- (2) 「早わかり！品目横断的経営安定対策」
- (3) 「品目横断的経営安定対策とは？(かまくらリーフレット)」
- (4) 「品目横断的経営安定対策に関するQ&A」
- (5) 「品目横断的経営安定対策実施要領」

平成19年度予算の概算決定などを受け、19年度から、認定農業者や集落営農組織に対する支援措置が大幅にパワーアップします。このため、12月25日付けで品目横断的経営安定対策の基本パンフレット「品目横断的経営安定対策のポイント(雪だるまパンフ)」及び農業者向けのパンフレット「早わかり！品目横断的経営安定対策」、「品目横断的経営安定対策とは？(かまくらリーフレット)」を更新し、農林水産省ホームページに掲載しました！

「雪だるまパンフ」では、新しい事業や融資制度、先週号でお知らせした税制特例など、パワーアップした担い手の皆さんへの支援措置の説明など、新規追加ペー

ジも充実されています。(P.42～50)

表紙の雪だるまも季節にあわせて衣替え！たくましい夏の姿から、冬バージョンで、かわいい雪だるまになりました！お楽しみに！！

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>

また、本対策へのよくある質問にお答えした「品目横断的経営安定対策に関するQ & A」についても、同日付けで更新・掲載しました！

<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8.html>

さらに、これらのパンフやQ & Aなどでご紹介している本対策の内容を詳細かつ網羅的にまとめ、加入申請等に必要な各種申請書の様式も掲載した「品目横断的経営安定対策実施要領」についても、同日付けで更新しました！

[http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8\\_law.html](http://www.maff.go.jp/ninaite/menu8_law.html)

### 【3】地域の話題等

#### 集落営農塾の開催について

(北海道庁発)

道担い手育成総合支援協議会は、12月19・20日の2日間にわたり、札幌市内にて、集落営農組織のリーダーや構成員をはじめ、関係する市町村、農協、農業改良普及センター職員など、約50人を対象に、「集落営農塾」を開催しました。

道内では、品目横断的経営安定対策の加入に当たって、認定農業者としての申請が大半を占めていますが、比較的経営規模が小さな水田地域である石狩管内当別町や上川管内中富良野町等において、これまでの集落活動を発展させ、新たに43の集落営農組織を設立し、本対策へ加入するとともに、今後とも地域農業を守っていく取組が始まりました。

この度の「集落営農塾」では、これら誕生したばかりの集落営農組織がスムーズに運営され、組織としての熟度が向上して早期の法人化に繋がっていくことをねらいとして、JA全中及びJA北海道中央会の職員をはじめ、農業分野にも造詣が深い経営コンサルタントや税理士が講師となって、“集落営農のねらいとしくみ”や“組織運営における留意事項”、“経理・税務、法人化への対応”について、参加者の理解と知識を深めてもらいました。

特に、経営コンサルタントの講師からは、個別経営から集落営農組織に移行するに当たり、役員や構成員が心に留め、行動すべきポイント等について、激励を込めた丁寧な説明がなされるとともに、税理士からは、農業者が実務上、最も高いハードルと感じている“経理の一元化”へ対応するために、処理例を基にした会計・税務上の留意点や法人移行時の課題等について詳しい説明があり、活発な意見交換が行われました。

参加組織には、道内における先進成功事例となることが大いに期待されるところで  
す。

・問い合わせ先：北海道農政部農業経営課

(TEL: 011-231-4111 (内線27-372))

東北地域担い手育成・確保推進シンポジウム開催！

～ 認定農業者育成・確保、集落営農の組織化に向け各地の知恵を結集～

(東北農政局発)

去る12月13日、東北農政局では、来春の米・大豆を中心とした品目横断的経営安定対策への加入促進の取組の一環として、行政やJAの担当者約150人が参加して、仙台市内において、事例報告とパネルディスカッションによる「東北地域担い手育成・確保推進シンポジウム」を開催しました。

第1部の事例報告では、報告者4名から担い手の育成・確保に成果をあげている特徴的な取組について報告がありました。

青森県五所川原市農業委員会の太田昭市会長からは、「1農業委員1認定農業者確保」の取組の徹底による認定農業者の大幅増加を実現した取組について、JAいわて中央担い手対策課の中里博司課長からは、農家実行組合を基盤とした集落ビジョンと転作のブロックローテーションを組み合わせた組織化の取組について、また、福島県原町市の(有)高ライスセンターの佐々木教喜代表と秋田県大仙市の農事組合法人たねっこの工藤修代表理事からは、地域の担い手として信頼される取組と経営概要について報告がありました。

第2部のパネルディスカッションでは、事例報告者の4名に、仙台市女性認定農業者の松元裕子さんを加え、東北農政局の経営課長をコーディネーターに、「東北における今後の水田農業の担い手の育成・確保に向けた取組方向と課題」について、会場からの質問・意見等を基に討議を行いました。

この中では、女性認定農業者の松元さんから「話し合いの内容を家庭でも話すことが、地域の活力を引き出していく上で基本」、「家族経営協定は、経営、地域を革新していく上での重要な取組」などという女性ならではの視点から鋭い問題提起もあり、討議では、「農業は、家業から事業への経営の高度化が必要」、「組織化・法人化は地域雇用の枠を広げるための基盤として重要」、「安定した経営を持続するための人材確保が必要」、「経営資源をどのように活かして高い収入を得ていくかが課題」、「税務指導ができるようなJAの指導力が問われる」などの積極的な意見が交わされました。反面、パネリストからは、「高齢者を中心に米に対する思い入れは相当に強く、これからが正念場」とか、「農産物価格が低迷する中で、今回の農政改革の展望が開けず、集落・地域の意見集約が難しい」、「法人化はJA

離れを進めるのではないか」「女性の活躍の場をどう実現するか」との意見も出されました。

東北農政局では、今回のパネルディスカッションの討議内容を整理し、今後の担い手育成・確保運動の推進に活かすこととしています。

・問い合わせ先：東北農政局生産経営流通部経営課

(TEL：022-263-1111)

来年4月からの品目横断的経営安定対策への加入促進に向けて、各地でさまざまなイベントが開催されています。皆さまの地域の取組状況は、いかがでしょうか？活発な意見交換がされていると思いますが、時には、他地域の情報を参考にしてみたらいかがでしょうか。

#### < 編集後記 >

今年も残すところ、あと少しとなりました。1年を振り返ってみると、6月に品目横断的経営安定対策の制度的な枠組である「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」が成立し、7月に実施要綱が発出され、9月からは、秋まき麦について加入手続が始まりました。

来年4月からは、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて加入手続が始まり、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策も導入されます。

来年も関係者が一致団結して、一人でも多くの方が、多くの対策に参加できるよう頑張りましょう！宜しくお願いします。

本メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei\_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い

手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>